

# 「人権教育啓発推進法」ってな～に？

正確には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」と言います。  
経過としては、…



## 1965(昭和40)年 同和対策審議会の答申

同和問題は日本国憲法に保障された基本的人権に関わる課題であり、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である。

国

## 1969(昭和44)年～「同和対策事業特別措置法」等

特別対策を推進し、生活環境をはじめ様々な面で一定の成果をみた。

## 1996(平成8)年 地域改善対策協議会の意見具申

同和問題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの依然と根深く存在しており、その解決に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

ということで、2000(平成12)年12月にこの法律が公布、施行されました。

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目的とすることを明記。「社会的身分」による差別とは、部落差別をさしています。

### 目的(第1条)

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な処置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### 定義(第2条)

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう。

### 基本理念(第3条)

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深めこれを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### 国の責務(第4条)

人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務。

### 地方公共団体の責務(第5条)

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務。

### 国民の責務(第6条)

人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努める。

### 基本計画の策定(第7条)

国は、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定しなければならない。

### 年次報告(第8条)

政府は、毎年、国会に、人権教育・啓発に関する施策についての報告書を提出。

### 財政上の措置(第9条)

国は、地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

(※一部省略)

一人ひとりが積極的に学習し、人権のまちづくりの主体者となることです。

小都市も2007(平成19)年「小都市人権教育・啓発基本計画」を策定し、「実施計画」を策定中です。